

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ ス キ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柏 村 雄  
(コード番号：2987 東証グロース)  
問 合 せ 先 財 務 経 理 部 長 狩 野 雄 一 郎  
(TEL 03-6812-9330)

「株式会社タスキと株式会社新日本建物との  
共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」  
に関するご質問への回答

2023年11月16日に開示した「株式会社タスキと株式会社新日本建物との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」について、アナリスト、メディア、投資家のみなさまからいただいた主なご質問とそれに対する当社の回答を、以下の通り開示いたします。

**Q. タスキと新日本建物のこれまでの関係と、現在の関係について教えてください**

A. タスキは新日本建物の子会社として設立されましたが、新築投資用マンションの開発事業が軌道に乗り始めた2017年7月中旬、これまで行ってきた不動産事業に加えて「IT」との融合をコンセプトとする新規事業を推進したいと考え独立しました。  
現在は、以下の関係を有しています。

**【資本関係】**

新日本建物の取締役である村上三郎氏がタスキの株式の28.99%を保有しておりますが、直接の資本関係はございません。

**【人的関係】**

村上三郎氏がタスキの相談役及び新日本建物の取締役としての地位を有しております。  
また、タスキの代表取締役社長である柏村雄は2017年9月30日まで新日本建物の経営企画部次長を務めており、タスキの代表取締役会長である村田浩司は2017年6月30日まで新日本建物の都市開発一部担当部長を務めておりました。

**【取引関係】**

不動産の売買、媒介取引を行っております。また新日本建物はタスキの子会社が提供するシステム（「TASUKI TECH LAND」）を2023年5月より利用しております。

**Q. 経営統合の話はどちらからのものであったのでしょうか？**

A. 2023年5月にタスキから新日本建物に対して経営統合の提案を行ったことを契機に両社で本格的な議論を開始いたしました。その結果、経営統合を進めるにあたり障害となる事実はなく、両社間で各種決定事項に関して合意をすることができたことから、11月16日に両社間で株式移転計画書を締結いたしました。

**Q. タスキホールディングスになると、タスキ単体としての会社はなくなってしまうのですか？**

A. タスキ単体・新日本建物単体でそれぞれ100%子会社として存続します。

**Q. 経営統合をすることにより、プライム市場上場基準を満たすと補足説明資料にもありましたが、プライムへの市場変更はいつになりますか？**

A. タスキホールディングスの設立後、速やかに東京証券取引所への申請準備を進めてまいります。

**Q. 経営統合によって9月19日に開示された中期経営計画の数値目標に変更はありますか？**

A. タスキホールディングスの設立後も、タスキとして変わらず事業を継続してまいりますので、9月19日に開示を行いました、中期経営計画で示しているビジョンや売上目標の達成を、タスキが目指していくことには変わりございません。  
また、今回の経営統合を中期経営計画には織り込んでおりません。

**Q. 経営統合後の中期経営計画を開示する予定はありますか？**

A. タスキホールディングスとしての中期経営計画の策定及び開示に関しては、タスキ・新日本建物両社でメンバー選出のうえプロジェクトチームを立ち上げており、検討を行っております。

**Q. 2024年4月1日以降、銘柄名称と証券コードは変更になりますか？**

A. タスキホールディングスは新設持株会社として、その普通株式を東京証券取引所グロース市場への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、新たな証券コードが付与される予定です。また、タスキおよび新日本建物の株式は、両社が新設持株会社の完全子会社となるため、2024年3月28日に上場廃止となる予定です。

**Q. タスキの株式を100株保有している場合、株式移転後の株式数に変更はありますか？  
継続保有をしたい場合、どのような手続きが必要でしょうか？**

A. 2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたタスキの普通株式100株を有する株主又は登録質権者のタスキホールディングスの株式数は224株となります。  
特に手続きは必要ございませんが、株式移転により、1単元未満の持株会社の株式の割当てを受ける株主の皆さまにつきましては、会社法の規定に基づき、持株会社に対し、保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能となります。

**Q. タスキの株式を2024年3月末まで保有した場合に、配当はもらえるのでしょうか？**

A. 2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたタスキの普通株式を有する株主又は登録質権者に対して、1株当たり26円を限度とする剰余金の配当を行うことができる旨の合意をしております。配当権利落ち日は2024年3月28日（上場廃止日）です。なお、上場廃止日以降は、タスキの株式の売買を行うことはできません。

**Q. 経営統合後の配当方針について教えてください**

A. 2024年4月1日以降の配当の考え方については、これまでの両社の配当方針、配当水準や今後の共同持株会社の業績等を勘案し、配当性向35%（連結）以上を目標に利益還元を実施する予定です。

**Q. 新日本建物は経営統合後にTASUKI TECH LANDを活用することで利益等が改善することは可能なのでしょうか？**

A. 新日本建物でもすでにTASUKI TECH LANDを導入しておりますが、今後はZISEDALも近くなりますので、よりフォローすることが可能となり、仕入業務の効率化は実現されていくと考えます。  
また、これまでのタスキと異なる事業領域においてのTASUKI TECH LAND活用手法を試行錯誤することで、TASUKI TECH LAND自体もより磨かれていくと考えております。

**Q. タスキの大量保有株主である村上三郎氏は、タスキ株式もしくはタスキホールディングス株式の立会外分売・売出しを行わない方針でしょうか？**

A. 村上三郎氏からは現時点において、いずれも行う予定はない旨の表明を確認しております。

以上